

4 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。平成24年度からの支給決定プロセスの見直しにより、支給決定の参考資料としてサービス等利用計画の作成が求められております。

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数 (人/月)	20	44	25	30	30	30

平成26年度の実績は平成26年9月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 本市においては、平成24年度から従来のサービス利用計画の対象者の範囲が段階的に拡大され、平成26年度には、障がい福祉サービス利用者全員が対象となっています。そのニーズに対応していくためには、相談事業者を確保する必要があります。
- 本計画においては、新たな相談支援の枠組みや、見込量に対する国の考え方を踏まえて、これらの必要量を見込みました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、総社市地域自立支援協議会を核として指定相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などとの連携・協力を進め、相談支援体制の強化に取り組みます。
- 24時間体制の相談支援について検討する必要があります。
- サービス利用計画の対象者の拡大により、ニーズの増大が見込まれるため、サービス事業者に対し参入を促し、事業者の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業の事業量見込み

本市では、障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

1 相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分			第3期（実績）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	（か所）	3	3	3
		（件/年）	3,483	3,202	2,350
	地域自立支援協議会	（か所）	1	1	1

平成26年度の実績は平成26年11月実績

区 分			第4期（見込み）		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相 談 支 援 事 業	障害者相談支援事業	実施か所数	3	3	3
	地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	成年後見制度※利用支援事業	実施の有無	有	有	有

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 現在、障害者相談支援事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、地域の相談支援の拠点として「障がい者基幹相談支援センター」の設置をしていますが、新たな相談支援の創設に伴い、相談対象者の増大に向けて、相談支援の事業者を確保していく必要があります。
- 地域自立支援協議会については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会を中心に当事者団体・家族会、障がい者施設・サービス提供事業者、民生委員児童委員、行政機関、教育関係機関等の代表者により平成18年度に設置され、現在では、6つの部会等で定期的に協議を行っています。

- 成年後見制度利用支援事業(市長による審判請求, 低所得者の利用助成)については, 平成20年度から実施しており, 平成25年度に, 市長による審判請求が12件ありました。

◆ 見込量を確保するための方策

- 相談支援事業については, 利用者が必要なサービスを適切に受けることができるよう, 更に充実, 強化していく必要があります。今後は, 障がい福祉サービスの対象者全員にサービス利用計画を策定するため, それぞれの障がい者や障がい児のライフステージに応じたケアマネジメントを行い, より専門的な相談支援の実施を図る体制づくりが求められます。
- 相談しやすい窓口づくり, 訪問調査の充実, 包括的な支援の強化, 関係機関の連携強化等に取り組みます。
- 地域自立支援協議会では, 障がい福祉の課題の協議や個別の相談ケースの検討をしていますが, 今後も地域の障がい福祉を推進する中核的な役割を果たす機関として, 新たにサービス利用計画等の質の向上を図るための体制づくりや地域移行のネットワークの強化が必要となります。

◎ 総社市地域自立支援協議会の概要

○協議会で協議する内容

- (1)相談支援事業所の運営評価に関する事項
- (2)困難事例への対応の調整に関する事項
- (3)地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4)地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5)その他, 事業を推進するために必要とされる事項

○部会等(平成26年10月現在)

- (1)こどもに寄り添う連絡会
- (2)相談支援事業所連絡会
- (3)日中一時支援連絡会
- (4)日中活動事業所連絡会
- (5)住まいを考える部会
- (6)障がい者理解啓発パンフレット作成プロジェクトチーム

2 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通じて、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

区 分			第3期（実績）			第4期（見込み）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者 設置事業	実設置者 (人/年)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者等 派遣事業	実利用件数 (件/年)	256	204	151	250	250	250

平成26年度の実績は平成26年9月末までの実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 意思疎通支援事業については、市福祉課に手話通訳者（市嘱託員）1名を配置し、窓口対応や各種会議への出席等に従事しているほか、手話サークルとの連絡調整など事業の中心となっています。
- 手話奉仕員の派遣事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、養成講座修了後登録していただいた手話奉仕員（平成25年度登録者30名）を利用者からの要請で派遣していますが、平成25年度実績では年間延べ3件でした。
- 手話通訳者（平成25年度登録者5名）の派遣については、市民会館などで行われた講演や大会などでの手話通訳等、平成25年度年間延べ70件の利用がありました。
また、要約筆記者（平成25年度登録者16名）についても、ボランティアサークルの協力で派遣要請に応じており、平成27年度以降は年間5件程度を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 手話通訳者（市嘱託員）については、引き続き1名を市に配置するとともに、障がい福祉サービス申請等の相談にも対応できるよう充実を図ります。
- 手話奉仕員、手話通訳者の派遣事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託するとともに、要約筆記や手話のボランティアサークル活動についても、福祉ボランティア団体への助成事業を通して支援します。

3 日常生活用具給付事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	（件/年）	3	3	2	5	5	5
自立生活支援用具	（件/年）	12	12	8	15	15	15
在宅療養等支援用具	（件/年）	14	6	8	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	（件/年）	8	23	25	30	30	30
排泄管理支援用具	（件/年）	1,385	1,387	1,398	1,500	1,600	1,700
住宅改修費	（件/年）	2	3	2	5	5	5

平成26年度の実績は平成26年11月末までの給付決定件数

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 人工肛門患者のためのストマ装具や脳原性運動機能障がいなどで意思表示が困難な障がい児のための紙おむつなど排泄管理支援用具の給付は、平成26年10月から、紙おむつの対象者の範囲を広げるなど、年々増加傾向にあります。その他の日常生活用具については、概ね第3期計画の見込み範囲内となっていますが、情報・意思疎通支援用具については、平成25年度から人工内耳用電池を、平成26年度からは人工内耳体外装置を用具に追加しており、今後も増加傾向にあります。また、本計画における平成29年度の見込量については、排泄管理支援用具を年間100件増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 日常生活用具の給付内容については、従来の国の支給基準に準じて定めていますが、今後、必要に応じて新たな用具を追加するなど見直しも検討します。
- 利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

4 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などにに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
移動支援事業	（か所）	16	17	14	19	20	21
	（人/月）	34	40	38	42	44	46
	（時間/月）	191	208	214	220	230	240

1ヶ月当たりの実利用人数（人/月）を記載しています。

平成26年度の実績は平成26年10月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 移動支援事業については、個別の移動支援（個別支援型）として実施しており、平成26年10月末現在で97人の利用決定者がいます。
- 地域で自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっています。
- 従来の移動支援内容以外（児童の余暇活動等）の利用については、対象範囲（利用内容、対象年齢等）の拡大の要望も多いので、支給内容を慎重に検討する必要があります。

◆ 見込量を確保するための方策

- 移動支援事業については、利用目的を社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出としていますが、利用者の意見を聞きながら、対象範囲（利用内容、対象年齢等）を検討していく必要があります。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。
- 現在は、個別支援のみ行っていますが、グループ支援型については、安全面や人材の確保の点などからサービス提供者と協議の上、今後の実施の可能性を見極めます。

5 地域活動支援センター事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者(児)に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

区 分		第3期（実績）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター Ⅰ型	実施箇所数（か所）	1	1	1
	利用延人数（人日/月）	187	167	185
地域活動支援センター Ⅱ型	実施箇所数（か所）	1	1	1
	利用延人数（人日/月）	160	175	171
地域活動支援センター Ⅲ型	実施箇所数（か所）	2	2	2
	利用延人数（人日/月）	469	229	253

平成26年度の実績は平成26年9月実績

区 分		第4期（見込み）		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
地域活動支援センター Ⅰ型	実施箇所数（か所）	1	1	1
	利用延人数（人日/月）	190	190	190
地域活動支援センター Ⅱ型	実施箇所数（か所）	1	1	1
	利用延人数（人日/月）	180	180	180
地域活動支援センター Ⅲ型	実施箇所数（か所）	2	2	2
	利用延人数（人日/月）	260	260	260

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 市内には、Ⅰ型が1か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が2か所で地域活動支援センター事業を行っています。利用者数は、横ばいですが、今後は利用者を増やすために、事業内容の検討が必要です。

◆ 見込量を確保するための方策

- 地域活動支援センター事業については、障がい者の日中活動の場として、各市町村とも柔軟な取り組みが期待されるものです。
- 地域活動支援センターⅡ型事業については、活動支援センター事業として、さらに特色のある事業内容を委託事業者とともに考えていく必要があります。
- 地域活動支援センターⅢ型事業については、精神に障がいのある人が主に利用しています。今後病院からの退院促進を強化していく上からも、重要な役割を果たしていくことが期待されます。
- 本事業については、安定した事業運営を図るため、引き続き委託事業として実施していきます。

6 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動支援、精神障がい者及びその家族等の団体が行う社会復帰に関する情報提供や、精神障がい者に対するボランティア活動への支援などを行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進していきます。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活支援事業 (福祉機器リサイクル事業)	(人/年)	2	0	0	1	1	1
	(回/年)	10	0	0	5	5	5

平成26年度の実績は平成26年10月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 福祉機器リサイクル事業は、家庭等で不要となった介護用品を引き取り、修理及びリメイクした後、必要とする利用者に無料で貸し出しするものです。社会福祉法人総社市社会福祉協議会に委託し、実施していますが、ここ2か年は実績がありませんが、今後も毎年度1件程度を見込んでいます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 今後も事業を継続しますが、事業内容の広報等情報提供を行っていく必要があります。

7 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日中一時支援事業	（か所）	29	30	30	32	33	34
	（人日/月）	651	693	371	750	780	810

平成26年度の実績は平成26年10月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 日中一時支援事業については、平成26年10月末現在で181人の利用決定者がいますが、平成26年4月から10月までの月平均の実利用者は85人です。
- 児童の利用が増加しており、今後も伸びることが予測されるため年間延べ30人増とします。

◆ 見込量を確保するための方策

- 障がい児については、日中一時支援事業と放課後等デイサービス事業との役割分担を明確にし、利用者の目的に応じた適切な支給決定が必要です。
- 利用者の便宜を図るため、事業の実施を委託している市内外の事業者についての情報を収集、提供する必要もあります。

8 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。また、手話等の奉仕員の養成や自動車運転免許の取得・改造にかかる費用の一部の助成など、障がい者への支援により、社会参加を促進していきます。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	（回）	1	1	1	1	1	1
	（人/年）	50	45	50	50	50	50
点字・声の広報等発行事業	（種類）	2	2	2	2	2	2
	（人/年）	326	331	340	340	345	350
奉仕員養成研修事業	（講座）	2	2	1	2	2	2
	（人/年）	136	358	150	360	150	360
自動車運転免許取得等事業	（件/年）	1	2	3	3	3	3

- ・平成26年度の実績は年間見込
- ・点字・声の広報発行等事業における年間回数は、のべ発行回数（部数）
- ・奉仕員養成研修事業における年間人数は、のべ参加人数

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、毎年、障がい者スポーツ・レクリエーション大会を開催しています。
- 点字・声の広報等発行事業については、ボランティア団体の協力で、広報紙の点訳版及び録音版を作成しており、点訳版の利用者が5名、録音版が7名の利用があります。
- 奉仕員養成研修事業については、社会福祉法人総社市社会福祉協議会に、手話奉仕員養成講座（入門及び基礎）、要約筆記奉仕員養成講座（隔年）、点訳奉仕員養成講座を委託していますが、参加希望者がいないなどの理由で、全てを実施できていません。手話奉仕員養成講座については、平成24年度は聴覚障がい者の講師が確保できないため、入門講座のみ実施します。
- 自動車運転免許取得等事業については、自動車運転免許取得助成及び改造助成の実績件数から毎年3件ずつ見込んでいます。
- 4事業とも継続実施することとし、本計画における見込量については、ほぼ例年とおりとします。

◆ 見込量を確保するための方策

- スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、現在のスポーツ大会が年1回で参加者も限られていることから、今後、地域活動支援センターにおける日中活動と関連づけて実施していくなど内容を検討する必要があります。
- 点字・声の広報等発行事業及び奉仕員養成研修事業については、ボランティアグループの協力が不可欠なものとなっており、ボランティア活動活発化事業による活動助成やボランティア募集の広報などを通して、活動を支援していくことが必要です。
- 全国的に奉仕員養成講座参加者の減少や講座修了後に奉仕員登録に結びつかない傾向があることや奉仕員の活動の場が少ないことも課題となっています。

9 訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由で臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供し、身体の清潔と健康の維持を図るため、居室内に浴槽等を搬入して入浴サービスを実施するものです。

区 分		第3期（実績）			第4期（見込み）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問入浴サービス 事業	実施箇所数 （か所）	2	2	1	2	2	2
	実利用者数 （人／年）	4	4	3	4	4	4

平成26年度の実績は平成26年11月実績

◆ 利用状況及び本計画における見込量設定の考え方

- 訪問入浴サービス事業については、平成20年度から実施しています。週1回の利用で、平成26年11月末現在で3名の利用があります。
- 本計画においては、現在の利用者数をもとに1名増員を見込みます。

◆ 見込量を確保するための方策

- 訪問入浴サービス事業は、介護保険サービスにも同様のサービスがありますが、地域生活支援事業においても、サービスを必要とする方のために、事業を継続していきます。

（３）障がい児支援の事業量見込み

従来、平成24年4月からの改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）と障がい児入所支援（福祉型・医療型）に一元化しています。

18歳以上の障がい児施設入所者については、障害者総合支援法の障がい者施策により対応しています。

児童福祉法上の各サービスの内容は、以下のとおりです。

1 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育*を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

【事業内容】

- 障がい児通園施設からの移行及び新たに児童発達支援センター設置
- 重症心身障がい児（者）通園事業からの移行
- 未就学児が対象

2 医療型児童発達支援

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

3 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

4 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

【事業内容】

- 放課後等デイサービス（就学児以上が対象）

5 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

なお、障がい児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することとなり、また、入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児支援利用計画の作成対象外となります。

【事業内容】

- 障がい児相談支援（障がい児支援利用計画の作成）

障がい児通所支援，障がい児相談支援の実績

サービス種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実利用 児童数 【人/月】	利用量 【人日/月】	実利用 児童数 【人/月】	利用量 【人日/月】	実利用 児童数 【人/月】	利用量 【人日/月】
児童発達支援	88	674	150	1,002	160	1,190
医療型児童発達支援	3	18	3	14	3	16
放課後等デイサービス	74	394	42	215	60	304
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	1		6		16	

平成26年度の実績は平成26年9月実績

障がい児通所支援，障がい児相談支援の見込み

サービス種別	27年度の見込量		28年度の見込量		29年度の見込量	
	実利用 児童数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用 児童数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】	実利用 児童数 【人/月】	利用見込量 【人日/月】
児童発達支援	200	1,350	205	1,400	210	1,450
医療型児童発達支援	5	20	5	20	5	20
放課後等デイサービス	75	400	80	450	85	500
保育所等訪問支援	1	4	1	4	1	4
障害児相談支援	24		25		25	

